議案第27号 宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 預かり保育料の実施時間及び保育料の変更について

				- / (/	32 31	4,500	P1-1-3
日額)	第4階層に該当する世	推	700日		日008	1500日	
1人当たりの預かり保育料(日額)	第3階層に該当する世	推	350円		400日	750円	
11/3	第1階層及び第2階層	に該当する世帯	田0		日0	田0	
預かり保育の実施時間			午前8時30分から正午ま	٢	正午から午後4時まで	午前8時30分から午後4	時まで
預かり保育の	実施区分		午前		午後	※	

800日

400日

田0

午前8時から正午まで

第3階層に該当する世 第4階層に該当する世

第1階層及び第2階層

に該当する世帯

雏

1人当たりの預かり保育料(日額)

1,600円

800日

 \mathbb{H}_0

午前8時から午後4時ま

然

p

正午から午後4時まで

(新)

延長利用時間	1人当たり	1人当たりの預かり保育の延長料金(日額)	金(日額)
	第1階層及び第2階層	第3階層に該当する世	第4階層に該当する世
	に該当する世帯	丰	粔
30分(30分未満は30分とみな	田0	20日	100円
\$)			

100円

こ該当する世

2) 宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例 別表第2(第5条関係)	
宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例	表第2(第5条関係)
2) 宝塚市立幼稚園の利用者負担等[2]	
2) 宝塚市立幼稚園の利	
2) 许陵	市立分権限の利
	2) ╟極

(2) 宝塚市立	宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例	5条例 別表第2(第5条関係)	引係)	
(田)				
預かり保育の	延長利用時間	1人当たり	1人当たりの預かり保育の延長料金(日額)	金(日額)
実施幼稚園		第1階層及び第2階層	第3階層に該当する世	第4階層に
		に該当する世帯	丰	丰
幼稚園(西谷	30分(30分未満は30分とみ	田0	20日	
幼稚園を除	なす。)			
\ \ \ \ \				
西谷幼稚園	30分(30分未満は30分とみ	田0	20日	
	なす。)			
	1時間(30分を超え1時間未	田0	100日	
	満は1時間とみなす。)			
	1時間30分(1時間を超え1時	田0	150円	
	間30分末満は、1時間30分と			
	みなす。)			

200日

100日

300日

(1) 宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例 別表第1(第5条関係) 西谷幼稚園分のみ抜粋

(新)

預かり保育の実施時間

預かり保育の